○国税庁告示第二十三号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人ＮＰＯ高知市民会議	高知県高知市福井扇町一三番二四号	内田　洋子	平成二十四年七月一日から平成二十九年六月三十日まで
特定非営利活動法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ	岡山県岡山市北区富田町一丁目六番十号東光第一ビル二階	川﨑　政宏	平成二十四年七月一日から平成二十九年六月三十日まで
特定非営利活動法人日本高血圧協会	愛媛県東温市田窪二一〇八番地六	荒川規矩男	平成二十四年七月一日から平成二十九年六月三十日まで
特定非営利活動法人ビッグイシュー基金	大阪府大阪市北区堂島二丁目三番二号	佐野　章二	平成二十四年七月一日から平成二十九年六月三十日まで

○国税庁告示第二十四号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人海塾の項中「能瀬　興一」を「井上　隆」に改める。

○厚生労働省告示第四百十二号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二第五十五号イ中「リンパ芽急性リンパ腫」を「リンパ芽球性リンパ腫」に改める。

第三第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一及び十二　削除

第三に次の一号を加える。

四十一　解離性大動脈瘤（りゅう）に対するステントグラフト内挿術　保存治療が困難なスタンフォードＢ型解離性大動脈瘤（りゅう）

○厚生労働省告示第四百十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表Ⅱ区分００１⑷を次のように改める。

⑷　大動脈用ステントグラフト用　28,600円

別表Ⅱ区分０５７⑴①中「特殊型」を「特殊型(1)」に改め、同区分⑴①に次のように加える。

ウ　特殊型(II)　189,000円

別表Ⅱ区分０８６中「脊髄刺激装置用リード」を「脳・脊髄刺激装置用リード」に改める。

別表Ⅱ区分０８７に次のように加える。

⑺　振戦軽減用（16極以上用）充電式　2,070,000円

別表Ⅱ区分１１３⑴①に次のように加える。

ヒ　４極　138,000円

別表Ⅱ区分１３０⑷中「高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル」を「特殊カテーテル」に改める。

別表Ⅱ区分１３３⑵を次のように改める。

⑵　末梢（しょう）血管用ステントセット

①　一般型　210,000円

②　再狭窄（さく）抑制型　224,000円

別表Ⅱ区分１４４を次のように改める。

144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器

⑴　単極又は双極用　4,090,000円

⑵　４極用　4,290,000円

別表Ⅱに次のように加える。

173　中心静脈血酸素飽和度測定用プローブ　23,500円

○国土交通省告示第七百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柳野谷川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡大豊町大砂子

字フクシケ　八七一番　一号

八八〇番　二号

一六二〇番二　三号

字タテイシ　八一六番　四号

八一二番　六号

字イデクチ　一五四〇番　五号

二　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝登呂川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

高知県高岡郡津野町新土居

字上田ノスケ　九五三番

九五五番一及び九五五番二

九五六番

九五七番一及び九五七番二

九五八番一から九五八番三まで

九六〇番

九六一番一及び九六一番二

九六四番一

二一八三番一及び二一八三番二

九八一番

九八四番一及び九八四番二

九八五番一及び九八五番三

九八六番及び九八七番

九九三番一及び九九三番五

一〇九七番三

字下田ノスケ

一一一三番一及び一一一三番三

一一一四番

一一一五番一から一一一五番三まで

一一一六番一から一一一六番三まで

一一一七番

一一一八番一から一一一八番三まで

一一一九番